

令和4年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

令和4年9月9日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第56号 羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 7 議案第57号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について
- 日程第 9 議案第47号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第10 議案第48号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予
算
- 日程第11 議案第49号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第50号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算
- 日程第13 議案第51号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第14 議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第15 議案第53号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給
方法に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第55号 財産の取得について

○出席議員（8名）

議長	10番	佐藤	晶君	副議長	9番	小野	哲也君
	2番	田中	良君		3番	高島	讓二君
	5番	坂本	志郎君		6番	松原	臣君

7番 村山 修一 君

8番 鹿又 政義 君

○欠席議員（1名）

1番 加藤 勉 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	石 崎 佳 典 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企 画 振 興 課 長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税 務 財 政 課 長	対 馬 憲 仁 君	税 務 担 当 課 長	飯 島 東 君
環 境 生 活 課 長	長 岡 紀 文 君	保 健 福 祉 課 長	福 田 一 輝 君
保 健 ・ 国 保 担 当 課 長	洲 崎 久 代 君	産 業 創 生 課 長	大 沼 良 司 君
ま ち づ くり 担 当 課 長	湊 慶 介 君	建 設 水 道 課 長	佐 野 健 二 君
学 務 課 長	平 田 充 君	社 会 教 育 課 長	野 田 泰 寿 君
会 計 管 理 者	鹿 又 明 仁 君		

○職務のため議場に参加した者

議 会 事 務 局 長 松 崎 博 幸 君 議 会 事 務 局 次 長 堺 勝 敏 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、令和4年第3回羅臼町議会定例会を開会いたします。

なお、会場内、ちょっと暑いので、上着を脱ぐことを許します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスクの着用並びに出入口3か所を開放いたします。ただし、発言時には、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番松原臣君及び7番村山修一君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から9月14日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査のため、9月10日から9月13日までの4日間は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月14日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査のため、9月10日から9月13日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和4年第3回定例町議会に、議員皆様の御出席を賜り、ありがとうございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、4件の行政報告をいたします。

1件目は、水道事業会計における消費税についてであります。

このたび、水道事業会計に係る消費税の確定申告に誤りがあり、平成28年度から令和2年度の消費税につきまして、修正申告及び追加納付が必要となりました。

本税及び滞納税合わせて1,506万1,000円を追加納付する必要がございますことから、今議会にて予算補正を上程させていただいております。

申告誤りの内容といたしましては、消費税の算出におきまして、一般会計からの繰入金特定収入扱いとなり、仕入税額控除から除外されるべきものを除外せずに控除対象としていたことにより、過少申告となっていたものであります。

このような事案が生じたことについて、町民の皆様、また、町議会に対しましても、大変申し訳なく、お詫びを申し上げます。

今回の事案を厳粛に受けとめ、今後、二度とこのようなことのないように、行政執行に万全を期してまいります。

なお、事態の責任を重く痛感し、町長、副町長の減給処分条例を提案いたしておりますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

2件目は、交通事故死ゼロ1,500日達成に対する表彰についてであります。

去る令和4年8月23日に、羅臼町交通安全協会が、1,500日の長きにわたり、交通事故死ゼロを記録したことに対し、公益社団法人北海道交通安全推進委員会より表彰されましたので、御報告いたします。

この記録は、これまでの羅臼町交通安全協会の交通安全街頭啓発をはじめとした啓発活動への取組と、町民の交通安全に対する意識の高揚によるものと考えております。

本町の交通死亡事故ゼロの記録が今後も継続していけるよう、羅臼町交通安全協会と連携し、交通安全の啓蒙普及活動に取り組んでまいりたいと思っております。

3件日は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

町内の新型コロナウイルス感染者が、先週1週間で39人との北海道の公表がありました。8月1か月では、町保健福祉課の調べでは、102名の感染者となりました。夏に入り、都市部の流行から、根室振興局管内でも感染の拡大が見られ、町内でもお盆明けから感染者の広がりが大きくなっております。

国内での移動などが規制緩和される中、町民の皆様には、感染症への不安や、感染防止対策など、様々な御不便をおかけしていると思っておりますが、引き続き基本的な感染防止対策をお願いいたします。

主に重症化を予防するためのコロナワクチン4回目の追加接種につきましては、9月5日現在で1,011名の方への接種が終了しています。接種率は62.5%であります。

このコロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。何度もお話しさせていただいておりますが、陽性となった方や、その御家族、事業所などに対し、偏見や誹謗中傷のないよう、温かい心遣いをお願いをいたします。

4件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、令和4年9月7日付けのものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが、去年同期と比べ、数量で約2,700トンの大幅減で、金額では2億3,000万円の減となっております。

マスにつきましては、今のところ金額ベースで約倍の1,600万円の増となっております。

スケソは、数量で上乘せしたものの、単価が安く、昨年より約7,000万円の増にとどまっております。

タラやカレイにつきましては、ほぼ横ばいで推移しているところであります。

ウニは、単価が高かったせいか、殻つきでの出荷が目立っておりまして、町内での商品製造を行わないまま町外へ出荷されることで、雇用につながらないため、何らかの対策の必要性を感じているところであります。

5月から始まった春定置でのトキサケは、約1万3,000尾と、昨年より1万尾も多く、金額でも8,730万円の増となりました。

また、ブリの来遊も早く、現在まで292トン、6,000万円の増となっております。

現在までの水揚げは、全体で約3億円の増、22億6,600万円となっております。

これから1年で一番活気づく秋の漁を迎えますので、大いに期待をするところではありますが、いまだ安全操業の状況も見えない中ですし、町民、漁民の安全を第一に、事故なく、大漁でありますことを祈念いたしまして、報告といたします。

以上でございます。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

発言を許します。

3番、高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 通告しております、北方領土墓参について及び安全操業について、2件について質問いたします。

質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。

9月5日、北方領土へのビザなし渡航について、ロシアが自由訪問、ビザなし交流について、日本との協定を一方的に破棄すると発表したことに対して、極めて不当であり、強く抗議をしたいと思います。

それでは、質問に移ります。

まず、北方領土墓参について伺います。

北方領土墓参は、北方領土問題とは別に、人道的観点から、元島民の皆様及び御家族、親族の皆様が、パスポート、ビザなしで、日本の身分証明書により、先祖の眠る北方四島を訪れ、お墓参りをすることを目的として実施しているものです。

昭和39年から実施され、途中、中断はありましたが、通算で42回実施し、北方四島に52か所ある墓地全てで墓参をし、令和元年度までに延べ4,851名の方々が参加されております。

しかし、昨年、一昨年と、コロナウイルス感染防止のため、墓参の中止を余儀なくされ、また、今年は、ロシアによるウクライナ侵攻により、日本政府は4月に、墓参を含め、ビザなし交流、自由訪問を、当面、見送りとして発表しております。

元島民の皆様は、平均年齢は86.7歳と、御高齢であり、一年一年が貴重な時間となっております、北方墓参を強く望んでいます。

私は、一刻も早く墓参ができるよう、日本政府に強く要望すべきと考えますが、町長の見解をお聞きいたします。

2件目の、安全操業についてお聞きします。

ロシア外務省は、今年6月7日、1998年に締結した、北方領土周辺水域で日本漁船が拿捕などをされない、いわゆる安全操業協定の履行停止を発表しました。

日本の外務省は、一方的な協定の履行停止を発表したことは遺憾だとして、操業を行えるよう協議を行っていくとしています。

しかし、予定では9月16日から始まる安全操業開始までに解決するのか、それとも、ロシアの発表どおり中止となるか、まだ結果は見えない状態です。

ただ、8月31日付の北海道新聞によると、日本がサハリン援助金支払いへ、また、漁業者権益を優先という見出しがありましたが、ロシア側の反応はまだありません。

依然として安全操業の可能性は不透明であります。今後の安全操業協定は継続されるの

か、また、仮に安全操業協定が破棄されれば、漁業者はもちろんのこと、水産加工業の方々、町の経済の損失が大であります。大変危惧するところでございます。

このことについて、町長のお考えをお聞きし、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、北方領土墓参についての御質問です。

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、さらには、本年2月からのロシアによるウクライナ侵略の影響により、令和2年から3年連続で、北方墓参や自由訪問などの北方四島交流等事業は実施されておられません。

高齢化が進む元島民や北方四島関係者にとって、ふるさとである北方四島に上陸できないばかりか、先祖の供養を行えないことに、非常に残念であります。このような状況の中、昨年度は、羅臼町と千島歯舞諸島居住者連盟羅臼支部の共催で羅臼洋上慰霊を実施し、本年度も9月17日に実施する予定で準備を進めているところであります。

また、7月から8月にかけて、北海道と千島歯舞諸島居住者連盟の共催により、えとぴりかを活用した計10回の洋上慰霊も実施され、299名の元島民や関係者が参加されております。

いずれも北方墓参の代替事業として、元島民の思いに寄り添い、実施しておりますが、洋上慰霊が常態化しないよう、国に訴えていかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、日ロ政府間や実施団体代表者間による協議の調整が行われておりますが、現下の情勢により、北方四島交流事業等の実施は見送られております。

この間も、北方担当大臣や国会議員、政府関係者が来根、来町されており、その都度、千島連盟理事長や千島連盟羅臼支部長とともに、元島民や御家族の思いを訴えてまいりましたが、先日、ロシア政府から発表された、ビザなし交流と自由訪問に関する合意を一方的に破棄する政令は、北方四島との交流事業の再開をさらに困難とさせる極めて深刻な事態であり、ふるさとの訪問を心待ちにする元島民の皆様の心情を考えますと、痛恨の極みであり、大変遺憾であります。

引き続き、機会あるごとに、隣接地域である1市4町で連携しながら、北方領土の返還と北方四島交流事業の再開を国や北海道に強く要請してまいりたいと思っております。

2件目は、北方四島周辺海域の安全操業について、ロシア外務省は、安全操業協定の履行を中断すると発表しているが、中止となった場合、我が町への影響をどう捉えているのかの御質問でございます。

根室海峡は、昭和52年に中間ラインが設定されたことにより、前浜の漁場は狭まり、苦境に立たされることとなりました。水揚げは、平成2年度にピークを迎えていますが、その後は激減し、漁業者所得は低下、産業経済の不安が一気に増大することとなります。

漁獲は減少の一途をたどり、平成7年、羅臼漁業協同組合と刺し網漁業者は、協議により、スケソウ專業船の大規模な減船に踏み切っています。

このような中、平成10年2月21日に、日ロ安全操業協定調印に基づき、ロシアの主張する領海内で、ロシア監視船による拿捕や銃撃などによって生ずる損害と犠牲、不安におびえることなく操業ができる北方四島周辺水域における安全操業は開始されました。

安全操業は、町民の長年の悲願でありました。同年10月1日未明の出漁式には、漁港に報道各社が詰めかけ、政府や関係者、漁業者、家族から盛大な激励を受け、船団が出港する光景がよみがえります。

ロシア外務省が、今年6月7日に、安全操業を認める協定の履行を停止すると発表して以降、近時の報道からも、日ロ両国で積み上げてきた様々な関係性に、日々、変化が生じようとしています。

そのような中、ロシア側が安全操業の履行条件として求めているサハリン州との協力事業に関する援助金について、政府が支払う方向で調整に入ったことで、一縷の望みがつなごうとされており、難しい判断を迫られる中、漁業者の権益を守るべく舵を切っていたことに感謝の意を表します。

しかし、当該援助金の支払い方法に課題を残しており、ロシア側の反応も明確ではなく、依然としてデリケートな立場に置かれていると考えおきまして、現時点では、政府の動きを静観し、推移を見守るしかないのが実情であります。

安全操業は、北方四島の主権に触れない形で実施されてきており、日ロ関係改善の象徴的な存在であります。その意義からも、ここで途絶えるようなことはあってはならないものと捉えておりますし、地域産業・経済にとって、将来にわたっての影響は計り知れず、北方領土隣接地域と漁業者を守るためにも、この特別な枠組みが国を挙げて堅持されなければならないと考えております。

現在、羅臼漁業協同組合所属のホッケ刺し網漁船11隻が、9月16日の解禁に向けて準備を整えております。予定どおり解禁となることを願う一方で、日ロ関係の悪化から、出漁に際して懸念されることもあり、漁業者の生命・財産の安全が確保されることが絶対条件であると考えております。

羅臼漁業協同組合とも連携しながら、情報の把握に努め、国に対しては、ロシア側との対話を通じ、この操業の目的、果たす役割のとおり、安全な操業が担保されていくよう要請してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 再質問を行います。

北方領土墓参について、再質問を行います。

御存じだとは思いますが、北方領土への渡航は、三つの事業がございます。

一つ目は、北方墓参です。元島民の皆様、御家族、親族の皆様が墓参目的で渡航する場

合。

二つ目は、ビザなし交流で、日本国民、有識者によるロシア人との相互の交流。

三つ目は、自由訪問でございまして、元島民の皆様、御家族による、生まれ故郷、ふるさと、北方領土への訪問でございます。

この3事業は、いずれもパスポート、ビザなしで、日本の身分証明書で渡航できました。

9月5日のロシア側のビザなし渡航についての協定を破棄するというのは、この二つ目、三つ目のビザなし交流と自由訪問でございます。墓参については、最初から除外されているとロシアは言っております。

4月27日付の朝日新聞によると、ロシアのウクライナ侵攻により、日本政府がロシアに対し、経済制裁をすることに反発し、ロシアは、北方領土のビザなし交流と自由訪問の停止を発表しました。以降、これは変わっておりません。

一方、日本側は、4月26日に、当面、ビザなし渡航の見送りを決めたとしています。

ロシア側は、北方墓参については、1986年の日本と旧ソ連間の協定をロシアは現在も維持していると表明しています。だとすると、北方墓参に対しては、何か障害があるのでしょうか。それを分かったら、ちょっと町長、お答え願います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問ですけれども、北方墓参について、何か障害があるのかということでございますが、国同士のお話し合いは進んでいると。また、この地域からの北方墓参への要請と、再度再開ということについては、その都度、要請をしておりますけれども、基本的には国と国との話し合いの中で、まずは、万が一といいますか、再開された場合、その行った方の安全が確保されるのかどうかということであったり、今までどおりしっかり対応し、また、行えるのかどうかということが第一前提になろうかというふうに思っております。ですから、慎重に協議を進めていることというふうに推測するところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 行ったけれども、ロシアはどういう国か分からないということで、信頼できないから墓参もだめだということとして捉えますが、私は、最初からもうこの墓参については、協定を守っていくとロシアが強調しているわけですから、それに対して、だったら墓参も行っていいのではないかと私は思うわけでございます。そういう協定を、声明を出しておきながら、身分の保障をしないということは、これはできないということと同じですから、最初から墓参もだめだよとロシアは言うはずですよ。ですから、そういうところでは、人道的な観点からしても、ロシア人はそこまで信用できないということにはならないのではないかなと私は思います。ですから、日本のほうで、いろいろ交渉ごとで、そのニュアンスがあるかもしれませんが、はっきりと墓参については協定どおりだということをおっしゃる関係では、遠慮なく墓参をしたほうがいいのではないかと

と、日本政府に強く要望したいと思います。

それと、町長は、先ほど、洋上慰霊を実施していると言っていましたけれども、洋上慰霊は、私は、やってもいいのですけれども、墓参とは別の話ではないかなと思います。海難事故で、海の中で亡くなった人がいるということであれば、洋上慰霊は分かるのですけれども、ちゃんと北方領土にお墓があるわけですよ。お墓参りをするということがこの北方墓参の目的ですから、やっぱりお墓の前で手を合わせるということを強調したいと。

それと、だからこの洋上慰霊は、昨年からやられているわけですがけれども、黄川田元副大臣がいらっやって、当面は洋上慰霊を続けるということを行っているわけですね。この洋上慰霊というのは、副大臣は、墓参のかわりにそういうことを発言しているのかなとは思いますが、それは全く違う話で、やっぱり墓参をしてもらうために、もうちょっと政府に頑張ってもらわなければならない。頑張らなくても、ロシアのほうは協定どおりやると言っているのですから、交渉はないと思うのですけれども、日本の政府のほうは腹をくくれば、ちゃんとできるわけですよ。それをやっぱり元島民の皆さんにもっと寄り添って政策を行うべきだと私は考えますけれども、町長、どのようにお考えですか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） まずは洋上慰霊についてお答えをしたいと思います。

コロナの感染症があったり、また、ウクライナ侵攻によって、墓参が実現できないというような中で、元島民の方、私は羅臼町長として、この羅臼支部の皆さんの思いを、少しでも近くで手を合わせたいという、そういった要望に応える形で、この洋上慰霊を行っております。ですから、墓参とは確かに違う意味合いの部分は出てくるのかもしれませんが、先ほどおっしゃった、元島民の心に寄り添ってということをおっしゃっていただければ、元島民の要請も受けながら、羅臼町として、こういったことを一番先に、この1市4町の中で一番先に行ってきたと、昨年。今年も、えとぴりかでありましたけれども、根室に2回、通わなければいけなかったのです。そんなことで、高齢の方たちがなかなか、毎日2回も通って、何時間も船に乗って行くというのは大変なのだという声にこたえて、羅臼町在住の方限定という形になりましたが、そういう中で、洋上墓参を行うと。これは本当に少しでも近いところで、行けないのだから、近いところで手を合わせたいという要望に応えたものであります。

また、ロシア人を信用できないのかというお話がございました。今までビザなし交流を進めていく中で、ロシア人の方々ともたくさん交流をしまいいりました。決してロシア人そのものを否定するものではありませんし、交流する中で、楽しい時間を過ごしてきた、島の方々と。ですから、ロシア人に対しては何のわだかまりもありませんが、しかし、それが国となると、これは非常に難しい問題があるかというふうに思っております。今回の一方的な約束事の破棄というようなことも平気で行うような国であるということをお考えますと、墓参とはいえ、人道的なことだとはいえ、国が同士の約束のもとで、この地域の町民の方、または元島民の方が墓参に行った際に、しっかりと安全が確保され、

目的が達成できるかどうかというところを確実に担保しない限り、なかなか訪問は難しいという現状が今の状態であろうというふうに思っております。しかしながら、そこを決めるのは国でありますから、国に対しては、墓参の再開というのは、そのたびに行って、言っておりますが、その条件として、やはり行く方の安全の確保、これを担保することが第一条件ですということも併せて伝えているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 町長の気持ちはよく分かります。これ、決定するのは、日本国政府が交渉しているわけですから、墓参については、ロシアのほうとしては、協定を守ると言っていますから、そこを確認するだけで、私は日本政府のほうはいいのではないかなというふうに思うのですよね。ですから、これで今、ストップをかけているのは日本政府ですよ。日本国政府が元島民の方々とお話していないということであれば問題ですけれども、元島民の方々は、この墓参については強く望んでいるわけですよ。決議文まで出しています。千島歯舞諸島居住者連盟の理事長、協理理事長ですけれども、行政のほうからも強く要望してもらいたいというふうにおっしゃっていましたので、私はそのところを、一方的に、このままだと洋上慰霊でいいのではないかという感じになりはしないかというふうなことを私も懸念するわけです。町長もそうだと思いますけれども。だから、洋上慰霊と墓参は、私はやっぱり違うのだというふうに思っておりますし、そういうふうにやっぱり国に対して言っていかなければならないと思うのですよね。ですから、そのところをさらに強く、町としても、近隣の近接地域の1市3町にも働きかけて、やっぱり強く元島民の皆様の気持ちを大切にやっていくべきだというふうに私は思います。そのところを、町長、どう考えますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 町として要望しているということは、先ほど申し上げたとおりでございます。ですが、いろいろなことも、この後の安全操業の問題もございましてけれども、やはり町民の生命・財産を守るというのが自治体としての役割であるということがやっぱり大前提にくるのだらうというふうに思います。私自身は、幾らロシアが、いいんだよ、来ていいんだよ、墓参だから、人道的なことだから、どうぞおいでくださいというふうに話しているとは、なかなか到底受けとめがたい、そういうふうに私自身は思っております。ただ、これが国でどう考えて、どう今後対応していくのかということについて、しっかり国にも情報をいただきながら、当然ながら元島民の気持ちに寄り添ったことの中で、墓参を再開をしてほしいというようなことは、町として訴えていく所存であります。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） ぜひそのように町として訴えていっていただきたいというふうに考えます。

元島民の皆様も、もう高齢で、本当に86.7歳という年齢ですから、一年一年、貴重だと思うのですね。これ、3年間、慰霊、墓参できないとなると、やっぱり相当気持ちの

にすさんでくるというか、思い残すことがやっぱり出てくるのだと思います。だから、そういう気持ちも考えて、一刻も早く墓参できますように、お願いいたします。

それから、安全操業について再質問いたします。

当初、ロシアは、安全操業を管轄するサハリン州に対し、援助金を払わなければ安全操業協定の履行は停止するということでした。結局、北海道新聞によると、8月30日に日本政府は、サハリン援助金1億5,000万円を支払う方向で調整しているということでございます。

この援助金というのは何なのだというのをちょっと調べました。そうすると、1986年ですか、安全操業を協定した、1998年に締結したのですけれども、そのときに、サハリン州のほうは、漁に対する技術的な問題だとか、人道的な意味で、特別にその年度に限って1億5,000万円を、つまり援助金だとして、日本政府が払ったみたいなのですね。それが何らかしら、毎年毎年、今まで続いていたわけですよ。それが名目的には技術支援なのか人道支援なのかよく分かりませんが、とにかくこの安全操業の交渉をするときに、そのお金が一緒にくっついて回ったというのが、私は現状だと思うのです。

ですから、払いますと、最終的には日本が言ったわけですから、その金額が、今、ロシアへの銀行が全部ストップになっていますから、送金方法が、できないわけです。だから、そういうことで、送るにも送れないということなのですけれども、それに対して、まだロシアからの回答が全然ないわけですよ。ですから、困った問題なのですけれども、それは国に任せるしかないのですけれども、だから9月16日、もう今月の、あと10日ばかりで、安全操業、出るわけですけれども、できるかどうか、これ、大変不透明な問題。

仮に安全操業が可能になった場合には、ロシアのパトロールがすごく今、きつくなっているというふうに報道されていますけれども、やっぱりいちゃもんをつけられて拿捕などになった場合、そういうことが一番心配されるわけですよ。だから、そういうことがないように、きつくやっぱり漁業協同組合のほうに申し入れをするべきだと思うのです、安全操業ができるようになった場合には。

仮に安全操業ができなかった場合、やっぱりこれ、今までのこの交渉が決裂したわけですから、我が町にとってはすごく損害が大きいわけです。そういう場合に、やっぱり国に何とか補償してもらわなければならないというふうに考えますが、町長、どのように考えていますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほども1回目にお答えしたとおりでございますが、この安全操業、今まで続いてきて、これは象徴的なものだというふうに感じております。ですから、再開を望むということは大前提ではございますが、それよりも、万が一、この安全操業が再開されたというときには、やはり漁業者の生命・財産をしっかりと守れるのだというような状況の中で送り出していかなければいけないというふうに思っております。このことについては、先ほど漁協に対してというお話でしたけれども、当然ながら、漁民がしっかりと

そのルールであったり、そういったものを守るといことは大事ではありますが、しかし、それが通用しない場面も出てくるかもしれない。そういった意味では、国がしっかりロシア側にもそのことをしっかり伝えていただかなければいけないと。

そういう中で、安全操業ですから、安全に操業ができるという、これは私権にとらわれず、安全に操業かできるというようなことをまず第一前提に、ロシアとの交渉を進めていただきたい。16日からでございますけれども、非常に厳しい状況になっているというふうには思っております。ですから、このことについても、国にしっかり働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 北方墓参もそうですけれども、この安全操業、両方とも日本政府が関わって、大変大きく関わっているわけでございます。ですから、我が町の経済的にも損失が大きいわけですし、安全操業に関しては。北方墓参も、やっぱりこれ、元島民の皆様、高齢でございますので、その辺を考慮してもらって、北方墓参のほうは一刻も早く再開してもらおうということと、それから、安全操業については、ロシアと密にその辺を、安全に操業できるということを密に話してもらって、なるべく早く実現するように、要請をお願いいたしたいと思っております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第56号 羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第56号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の29ページをお開き願います。

議案第56号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

このたび、羅臼町教育委員会の教育長の任期を迎えることから、現在、教育長を務めております石崎佳典氏を引き続き任命したいと考えております。

石崎佳典氏の住所につきましては、目梨郡羅臼町礼文町299番地。

生年月日、昭和44年6月30日生まれの52歳であります。

任期につきましては、令和4年10月1日から令和7年9月30日まででございます。

石崎氏は、平成5年に中京大学を卒業し、同年10月より羅臼町役場に勤務しており、

主に羅臼町の社会教育担当として、長年、手腕をふるってまいりました。

本年4月に、羅臼町教育委員会教育長として、皆様の同意をいただき、日々、精力的に任務を遂行しているところであります。

石崎氏は、人格、経験、識見ともに適任でありますので、議員の皆様の満堂の同意を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第56号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

ここで、教育長に選任されました石崎佳典君より発言の申し出がありましたので、これを許します。

石崎佳典君。

○教育長（石崎佳典君） 議会中の貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、本議会におきまして、私の教育長再任について御同意を賜り、心よりお礼を申し上げます。

改めてその重責に身が引き締まる思いであります。

微力ではございますが、全力を傾注してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

現在の教育を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の対応はもとより、ICT機器の導入、そして活用による新しい教育のあり方、いじめ、不登校などの健全育成上の課題や、働き方改革など、問題が山積しております。

また、少子高齢化が急速に進み、当町においては、幼稚園、小学校の適正配置、高校存続、加えて、社会教育施設の整備といった、地域特有の課題を抱えております。

いずれも容易には解を見出すことのできない課題であります。次代を担う子どもたち

の成長のために、町民が心豊かに潤いある生活を過ごすために、持続可能な教育環境の整備と充実に取り組んでいく考えであります。

このたびの再任に当たりまして、議会並びに町民の皆様から御指導と御鞭撻を賜りながら、職員とともに、よりよい教育行政を目指して、誠心誠意進めてまいり所存でありますので、引き続きの御支援と御協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎日程第7 議案第57号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第57号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 30ページをお開き願います。

議案第57号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

このたび、羅臼町教育委員会の委員の任期を迎えることから、現在、委員を務めていただいております芦崎拓也氏を引き続き任命したいと考えております。

芦崎拓也氏の住所につきましては、目梨郡羅臼町麻生町56番地6。

生年月日、昭和55年1月26日生まれの42歳であります。

任期につきましては、令和4年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

芦崎氏におかれましては、平成12年に酪農学園大学を卒業し、その後、民間企業にお勤めになられ、平成21年に羅臼町に戻り、家業である有限会社阿保水産に入社されております。

平成26年には、株式会社ケミクルを設立され、羅臼昆布などを使用した商品開発に努められております。

平成30年10月より、羅臼町教育委員として、様々な問題解決に御尽力をいただいております。

芦崎氏は、人格、経験、識見とも適任でありますので、議員の皆様のご同意を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第57号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 31ページでございます。

諮問第1号人権擁護委員の候補の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

候補者として推薦したい方は、若山幸子氏であります。

住所は、目梨郡羅臼町麻生町108番地の23。

生年月日は、昭和32年6月11日生まれの65歳であります。

若山氏におかれましては、昭和53年から羅臼町の保育士として、子育て行政に尽力してまいりました。

平成29年より春松幼稚園の園長として活躍され、定年退職後も、再任用職員として勤務していただいております。

若山氏のこれまでの経験を生かしていただけるものと、このたび、推薦をしたいと思っておりますので、議員皆様の満堂の同意を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8 諮問第1号人権擁護委員の候補の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定いたしました。

ここで、午前11時10分まで休憩いたします。

11時10分、再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第47号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第47号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の5ページをお願いいたします。

議案第47号でございます。令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,033万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,405万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金842万2,000円を追加し、4億3,755万4,000円。

1項国庫負担金140万5,000円を追加し、1億5,310万3,000円。

新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間の延長に伴い、集団接種の追加実施分が全額国庫負担金で交付されるものでございます。

2項国庫補助金701万7,000円を追加し、2億8,217万4,000円。

内容につきましては、マイナンバーカード普及促進に向けた取組に対する補助金64万4,000円。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施する3件の事業がありますが、1件目は、プレミアム付商品券発行に対する年末抽選会200万円。

2件目は、町内の運輸や交通事業者に対する支援事業に307万7,000円。

3件目は、幼稚園の感染拡大防止を図るために、保健衛生費や抗原検査キット整備費に対して47万円となっております。

また、保育士等処遇改善臨時特例交付金が決定されたことにより61万4,000円。
障がい者自立支援給付支援等システム改修に伴う国からの補助金21万2,000円と
なっております。

15款道支出金46万9,000円を追加し、1億7,076万4,000円。

2項道補助金46万9,000円を追加し、6,549万3,000円。

これは、幼稚園の感染拡大防止を図るために、保健衛生用品や抗原検査キットなどを整備する幼児教育環境整備事業補助金であります。

18款繰入金1項基金繰入金135万7,000円を追加し、6億854万3,000円。

これにつきましては、羅臼幼稚園暖房ポンプ修繕料34万1,000円と、羅臼幼稚園LED改修工事設計変更に伴う増額分の101万6,000円の財源を文教施設整備基金から繰入れするものでございます。

19款1項繰越金3,996万円を追加し、6,163万3,000円。

歳出の財源調整のため、その財源として、前年度繰越金に求めるものでございます。

20款諸収入12万4,000円を追加し、6,920万9,000円。

3項雑入12万4,000円を追加し、5,973万3,000円。

介護職員支度金貸付者の退職に伴う返還金が生じたものでございます。

歳入合計5,033万2,000円を追加し、55億2,405万5,000円となるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費550万2,000円を追加し、17億2,257万1,000円。

1項総務管理費485万8,000円を追加し、14億7,306万9,000円。

内容につきましては、役場庁舎内の議会中継は共同受信設備を利用しておりますが、機器のほとんどがアナログ仕様のもので、経年劣化により視聴できなくなっておりますので、共同受信設備などの入れ替えを行う経費、これが173万8,000円。

また、岬町に設置しております消火栓1基が老朽化による故障で取り替えが必要となり、消防事務組合負担金として150万7,000円でございます。

さらに、北海道自治体情報システム協議会負担金が161万3,000円ありますが、これは、マイナンバーを活用した情報連携により、公金受取口座制度に対応するシステム改修費用でございます。

3項戸籍住民基本台帳費64万4,000円を追加し、1,310万1,000円。

マイナンバーカードの交付申請を各地域に出向いてできるよう、機器などの整備や、マイナンバーカード普及促進に向けた取組経費でございますが、全額国庫補助金となっております。

3款民生費473万8,000円を追加し、5億1,298万2,000円。

1項社会福祉費486万5,000円を減額し、4億734万7,000円。

内容につきましては、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の確定による返還金が599万2,000円。

老人福祉センター温泉床暖房配管の故障による修繕費が59万4,000円。

障がい福祉関係データベース稼働に向けたシステム改修費42万5,000円。

また、令和3年度障がい者自立支援給付費及び医療費の道負担金の確定による返還金が77万1,000円であります。

さらに、令和3年度後期高齢者医療療養給付費負担金が確定したことで、支出済額との差額分を、令和4年度療養給付費負担金にて精算するもので、1,264万7,000円が減額となります。

2項児童福祉費960万3,000円を追加し、1億558万2,000円。

保育士や放課後児童支援員等の職員に対しまして、3%程度の賃金改善を行う処遇改善臨時特例事業補助金により、放課後児童クラブ及び小規模保育事業に要する経費としまして61万4,000円の追加であります。全額国庫補助金となっております。

さらに、第3子以降出産祝い金の20万円につきましては、当初見込みより1名増えたことによるものでございます。

また、令和3年度子育て世帯臨時特別給付金事業の完了に伴う返還金が878万9,000円となっております。

4款衛生費1,150万円を追加し、8億4,152万4,000円。

1項保健衛生費1,150万円を追加し、3億7,295万1,000円。

新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間延長に伴う集団接種の追加としまして140万5,000円。

また、水道事業の消費税修正申告により、水道事業会計への繰出金826万1,000円。

診療所の温泉ポンプやMRI機械室エアコン修理に伴う診療所事業会計への繰出金183万4,000円となっております。

5款農林水産業費500万円を追加し、1億1,527万7,000円。

3項水産業費500万円を追加し、9,868万5,000円。

これにつきましては、現在、北海道が海岸町地区におきまして高潮対策事業を進めておりますが、令和4年度の工事予定箇所内に、昭和49年から50年度に町が整備しました船揚場と波除堤があり、現在、破損などで機能していない状態で、工事の障がいになる船揚場を撤去する必要となったものでございます。

6款1項商工費507万7,000円を追加し、2億7,029万7,000円。

内容につきましては、2件の事業がございしますが、1件目は、商工会が事業主体となり進めております、消費喚起を目的としましたプレミアム付商品券に、地域のにぎわいや町民生活を応援する年末抽選会に対する補助金200万円でございます。

2件目は、原油価格の高騰により、直接の影響を受けております運輸・交通事業者は厳しい経営環境に置かれておりまして、事業継続に必要な費用の一部を支援する事業で、307万7,000円であります。

8款教育費415万4,000円を追加し、4億7,437万7,000円。

1項教育総務費93万9,000円を追加し、9,903万7,000円。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金を活用し、幼稚園内で新型コロナの集団感染の発生防止を図ることを目的としまして、保健衛生用品や抗原検査キットを購入するものでございます。

2項小学校費38万8,000円を追加し、4,899万7,000円。

羅臼小学校屋体放送設備の故障による備品購入費であります。

4項幼稚園費240万3,000円を追加し、2,563万4,000円。

内容につきましては、羅臼幼稚園LED改修工事の入札が、資材や物価高騰などの影響により、不調となり、設計の見直しを行ったことで101万6,000円。

また、羅臼幼稚園の暖房用のポンプの故障により34万1,000円。

さらに、幼稚園でいぶき樽保存会から樽を借用し、発表会に向けた練習を行っておりますが、樽の修繕費などで104万6,000円となっております。

6項保健体育費42万4,000円を追加し、1億6,160万1,000円。

これにつきましては、当初予算で予定しておりました体育館のバスケットゴールの修繕が、資材の高騰による経費の増額となっております。

10款1項職員費1,436万1,000円を追加し、8億4,796万2,000円。

市町村職員退職手当組合納付金の追加であります。退職手当納付金は、3か年中の定年退職予定者で、事前納付金を精算しておりますが、令和元年から令和3年度までの自主都合退職者が7名発生したことによるものでございます。

歳出合計5,033万2,000円を追加し、55億2,405万5,000円となるものでございます。

以上でございますが、事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第10 議案第48号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計
補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第48号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の8ページをお願いいたします。

議案第48号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,243万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

9ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

6款1項繰越金に642万7,000円を追加し、642万8,000円。

内容につきましては、前年度繰越金を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

歳入合計、642万7,000円を追加し、9億9,243万3,000円とするものでございます。

10ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費に642万7,000円を追加し、1,784万3,000円。

1項総務管理費に642万7,000円を追加し、1,368万1,000円。

前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるため、積立金に642万7,000円を追加するものでございます。

このことにより、国民健康保険財政調整基金の残額は1億3,774万1,340円となっております。

歳出合計、642万7,000円を追加し、9億9,243万3,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る9月5日開催の令和4年第4回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料24ページから29ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 1 1 議案第 4 9 号 令和 4 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正
予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 1 議案第 4 9 号令和 4 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の 1 1 ページをお願いいたします。

議案第 4 9 号令和 4 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和 4 年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,391 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,560 万 6,000 円とする。

2 項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

8 款 1 項繰越金に 2,391 万円を追加し、2,391 万 1,000 円。

内容といたしましては、令和 3 年度介護関係交付金の額の確定に伴う返還金の財源を前年度繰越金に求めるため、歳入で追加補正するものでございます。

歳入合計、2,391 万円を追加し、4 億 9,560 万 6,000 円となるものでございます。

1 3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1,541 万 2,000 円を追加し、2,034 万円。

内容といたしましては、前年度繰越金から、次で説明いたします令和 3 年度分介護給付

費等交付金返還金を差し引いた余剰分を介護給付費準備基金へ積み立てるものです。

積立て後の基金総額は4,711万3,000円でございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金849万8,000円を追加し、874万9,000円。

内容といたしましては、令和3年度の介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の額の確定に伴う返還金でございます。

内訳といたしましては、国庫支出金等返還金が421万1,000円、支払基金交付金精算金が219万円、道支出金等返還金が209万7,000円となっています。

歳出合計、2,391万円を追加し、4億9,560万6,000円となるものでございます。

なお、詳細につきまして、別冊資料、事項別明細書の30ページから35ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第12 議案第50号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第50号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の14ページをお願いいたします。

議案第50号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億9,170万9,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

15ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款繰入金1項他会計繰越金183万4,000円を追加し、2億412万7,000円。

内容といたしましては、温泉返湯ポンプの交換及びMR I機械室エアコンの修理に係る財源として追加するものでございます。

歳入合計、183万4,000円を追加し、2億9,170万9,000円とするものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費183万4,000円を追加し、2億4,190万円。

内容といたしましては、10節需用費の修繕料でございます。温泉返湯ポンプ交換に72万3,000円、MR I機械室のエアコン修理に111万1,000円、合計183万4,000円でございます。

歳出合計、183万4,000円を追加し、2億9,170万9,000円とするものでございます。

なお、9月5日開催の国保運営協議会にて報告し、承認を得ていますことを申し添えます。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第13 議案第51号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第51号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の17ページをお開き願います。

議案第51号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

第1条は、総則でございます。

令和4年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和4年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益に976万8,000円を増額し、2億1,393万1,000円。

第1項営業収益に150万7,000円を増額し、1億4,675万円。

破損により修理不能となった岬町消火栓取り替え工事に係る根室北部消防事務組合からの負担金でございます。

第2項営業外収益に826万1,000円を増額し、6,718万1,000円。

過年度の消費税及び地方消費税の修正申告に伴う追加納付に係る一般会計からの補助金でございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用に976万8,000円を増額し、2億1,393万1,000円。

第1項営業費用に150万7,000円増額し、1億7,651万4,000円。

破損により修理不能となりました岬町消火栓1基の取り替えに係る受託工事費用でございます。

第2項営業外費用から680万円を減額し、2,185万6,000円。

過年度における消費税及び地方消費税の確定申告に誤りがあり、修正申告を行うことに伴う追加納付費用が不足するため、過年度損益修正損へ充当するものでございます。

第3項に特別損失を新設し、1,506万1,000円の追加。

過年度における消費税及び地方消費税の確定申告内容等について、根室税務署からの問い合わせにより、消費税算出方法に誤りがありましたことから、平成28年度から令和2年までの消費税及び地方消費税につきまして、修正申告及び消費税及び地方消費税1,456万4,200円、延滞税49万6,000円の追加納付を行うため、科目を新設し、費用の追加をするものでございます。

また、第3項特別損失の新設に伴い、以下、項を繰り下げるものでございます。

なお、別冊資料42ページから43ページに補正予算実施計画、参考資料7ページ、資料6に羅臼町水道事業会計の消費税修正申告について、このたびの消費税額算出誤りに伴う修正申告のイメージと、修正申告に伴う納付税額の内訳を掲載しておりますので、後ほどお目通し、お願いいたします。

以上でございますが、町長より行政報告がありましたとおり、このたびの消費税及び地方消費税の申告誤りにつきましては、企業会計についての知識不足によるものと厳粛に受けとめまして、今後、このようなことがないよう、チェック体制の強化、事務処理の徹底を図るとともに、研修等により、消費税や企業会計についての知識を深めるとともに、根室税務署に確認、指導を受けながら、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ござい

せんでした。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 1 4 議案第 5 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 4 議案第 5 2 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の 1 8 ページをお願いいたします。

議案第 5 2 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1 9 ページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正いたします条文につきましては、1 9 ページから 2 4 ページに記載をしておりますが、改正の趣旨及び内容等につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、参考資料の 8 ページ、資料 7、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例説明資料をお開き願います。

まず初めに、1 の制定趣旨でございます。

今般の本条例に係る一部改正につきましては、昨年、人事院による国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置について、意見の申し出があり、そのうち、未施行の措置として残っておりました育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置について、人事院規則の一部改正に伴い、地方公務員についても国家公務員に準じて所要の改正を行うとともに、未整備であった非常勤職員の育児休業取得に関する規定を整備するものであります。

続いて、2 の一部改正の内容についてでございます。

第 2 条は、育児休業をすることができない職員について、第 1 項第 3 号において、育児休業法第 2 条第 1 項の条例に定める職員として、第 3 号に非常勤職員に係る規定を新たに追加整備するものでございます。

第 2 条の 3 は、育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日について、第 1 項第 1 号から

第3号において、育児休業法第2条第1項の条例で定める非常勤職員が育児休業を取得する日について、各区分に応じた定める日に改めるものでございます。

第2条の4は、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合について、第1項第1号から第4号において、育児休業法第2条第1項の条例に定める非常勤職員が養育する子の育児休業期間に係る条項を新たに追加整備するものでございます。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情について、第1項第5号において、育児休業計画書による再度取得に係る規定を削除し、第6号を第5号に繰り上げ、第6号、第7号に、非常勤職員の任期の更新等があった場合における育児休業取得の規定を新たに追加整備するものでございます。

9ページになります。

第3条の2は、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間について、第1項において、人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間の規定について、引用元の育児休業法第2条第1項のただし書が育児休業法第2条第1項第1号に改正されたことにより、改めて規定をし直すものでございます。

第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について、第1項において、保育所等の申請許可までの待機期間中に係る育児休業の期間延長について整備をするものでございます。

第10条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、第1項第6号は、育児短時間勤務を請求する際の勤務計画書の名称変更による整理、第7号については、短時間勤務をする職員が保育所等の申請許可までの待機期間中に係る育児休業の期間延長について整備するものでございます。

第19条は、部分休業をすることができない職員について、第1項は、条例改正に対する文言の整理。第1号、第2号では、部分休業のできない職員の範囲に非常勤職員を追加整備するものでございます。

第20条は、部分休業の承認について、第1項、第2項については、条例改正に対する文言の整理、第3項は、部分休業の承認の範囲に非常勤職員を追加整備するものでございます。

第23条は、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について、第1項第1号から第2号において、育児休業取得に係る職員に対する制度周知を行うことを新たに追加するものです。

第24条は、勤務環境の整備に関する措置について、第1項第1号から第3号において、育児休業が取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、新たに追加するものでございます。

10ページになります。

第25条は、委任規定です。本条例の施行に関し必要な事項については、規則へ委任す

ることを定めるものでございます。

最後に、3の附則でございます。

第1条は、施行期日で、この条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

第2条は、経過措置です。この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるものでございます。

なお、参考資料の11ページから19ページにかけて、資料8で、職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございますが、趣旨御理解をいただきまして、御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第15 議案第53号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第53号町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 25ページをお願いいたします。

議案第53号町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

26ページをお願いいたします。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を次

のように改正する。

附則に次の1項を加える。

町長、副町長の給与支給の特例。

4項、附則第2項に規定する町長及び副町長の給料月額につき、令和4年10月1日から令和4年10月31日まで、100分の5を減じて支給するものとする。

附則として、この条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

この条例改正につきましては、先月25日に開催されました議員皆様との懇談会、また、このたびの議会の行政報告でも申し述べましたように、水道事業会計に係る消費税の申告漏れがございました。

このことにつきましては、行政執行の責任を深く痛感し、減給処分をするものでありますので、よろしく御審議を賜りたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第16 議案第54号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第54号工事請負契約の締結について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案27ページをお開き願います。

議案第54号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。

羅臼町温泉供給設備高効率化改修工事。

2、契約の方法。

一般競争入札。

3、契約金額。

7,480万円。

4、契約の相手方。

住所、北海道札幌市西区発寒14条5丁目2番36号。

氏名、朝日通商株式会社、代表取締役、佐藤克範でございます。

なお、参考資料といたしまして、参考資料21ページ、資料10に工事概要図を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第55号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第55号財産の取得について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 議案の28ページをお開き願います。

議案第55号財産の取得についてであります。

次の財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

一つ目、取得財産であります、2件でございます。

一つ目の建物については、所在が北海道目梨郡羅臼町本町71番地の12。

種別については、銀行であります。

構造は、鉄筋コンクリート造陸屋根で2階建となっております。

面積については、床面積で、1階部分が284.38平方メートル、2階部分が164.87平方メートルでございます。

二つ目の建物については、所在は一つ目の建物同様、羅臼町本町71番地の12であります。

種別については、車庫になります。

構造は、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建となっております。

面積は、床面積で、1階部分のみとなりますが、27.54平方メートルでございます。

次に、取得の目的については、羅臼町図書館として活用するためでございます。

取得金額は、税込みで4,857万3,360円でございます。

取得の相手方につきましては、釧路市北大通9丁目2番地、釧路信用組合、忠村浩志代

表理事でございます。

以上となります。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

鹿又政義君。

○8番（鹿又政義君） 建物の取得の、今、話で、こうやって出ているのですけれども、建物を建てる場所の土地の部分についての説明をちょっとお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 議決が必要となるものということで、今般、土地については、5,000平方メートル以上のものということでなっております。本町の71番地の12というのは、726.63平方メートルということで、議会の議決を必要としないということで、議案上程をしてございません。

○議長（佐藤 晶君） いいですか。

質問ありませんか、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月14日は午前10時開議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時58分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員